

浅口市職員の懲戒処分について

このことについて、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

1 被処分者

浅口市企画財政部総務課付主事 32歳

2 処分の内容

減給10分の1 6月

3 処分年月日

令和2年11月11日

4 事案の概要

被処分者は、令和2年11月8日（日）正午ごろから午後6時ごろまでの間、浅口市内の同僚宅で開催された懇親会で飲酒し、懇親会終了後に送り届けられた市内の実家で1時間程度仮眠をとった。その後、居住しているアパートに帰宅するため自家用車を運転し、午後7時20分ごろ、倉敷市玉島阿賀崎地内の県道で、道路左側の側溝に自家用車の左側前後の車輪を脱輪させた。

自家用車を引き上げるための連絡等を行っていたところに警察官が臨場し、事故処理が行われる中、呼気検査において基準値を超える1リットル当たり0.45ミリグラムのアルコールが検出されたため、現在、酒気帯び運転として捜査が行われている。

5 処分理由

被処分者は、法令等を率先して遵守すべき公務員でありながら、飲酒運転という悪質で危険な行為を行った。このことは、社会通念上、到底許容されるものではなく、本市の市政執行及び職員全体に対する市民の信頼と信用を著しく失墜させるものである。

よって、本事案は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するものと判断し、懲戒処分を行った。

6 今後の対応

今後このようなことが二度と起こらないよう、改めて法令遵守の徹底を図るとともに、コンプライアンス研修の実施など再発防止に取り組む。

7 本件に関する問い合わせ

浅口市企画財政部総務課 TEL：0865-44-7000